



## 各国・地域の税制概要とホットトピックス ブラジル

令和5年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け「進出先国税制および税務ガバナンスに係る情報提供オンラインセミナー」

デロイトトーマツ税理士法人

2024年1月

# 目次

## ブラジルの税制概要

法人税コンプライアンス	4
課税所得計算	5
居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税	8
進出・撤退時の留意すべき課税関係	9
進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較	11
雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税	12
法人課税にかかる各種優遇税制措置	13
PE課税-PE類型	15
税務調査及び異議申立て・税務訴訟	16

## ホットトピックス

Pillar2の法制化状況について	18
-------------------	----

## ブラジルの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要	20
LF/MFの概要	21
国別報告書の概要	22
最近の移転価格調査におけるトピックス	23

# ブラジルの税制概要

# 法人税コンプライアンス

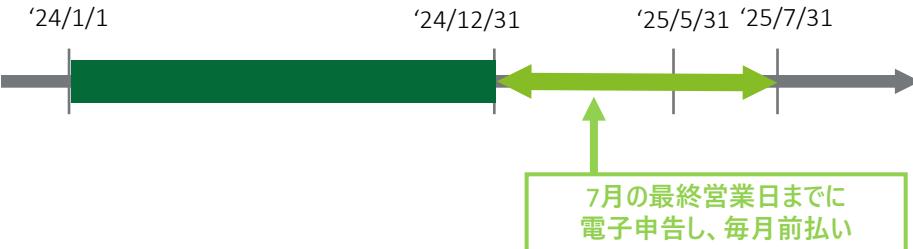
居住者については全世界所得課税となり、税率34%で課税される。

## 法人所得税

居住者	法人が、ブラジルにおいて住所（恒久的施設）を有する場合、居住者となる。
居住者の課税範囲	<b>全世界所得課税</b>
税率	<b>■ 34%</b> (IRPJ 15%+IRPJ surtax 10%(*)+CSLL 9%(**)) (*)基本税率は15%であるが、年課税所得が24万BRLを超える部分にはIRPJ surtax が課される。 (**)さらに、社会負担金CSLL9%が課される。  また、年間総収入が7,800万BRL未満の中小企業は、Lucro Presumido制度の対象となり、簡便計算によるみなし所得に基づいて法人税を計算することができる。
課税年度	<b>暦年又は会計年度</b>
申告納付期限	課税年度の翌年7月の最終営業日（なお、確定申告のほかに、翌年5月までに電子会計帳簿を、翌年7月までに電子税務帳簿を電子申告により提出しなければならない。） ただし、ブラジル連邦事務局（RFB）は、これらの期限を任意に変更することができる（変更は1年に限り有効）。

中間納付	毎月または四半期ごと
時効	原則5年
連結納税制度	なし
税制改正	頻繁に行われる。

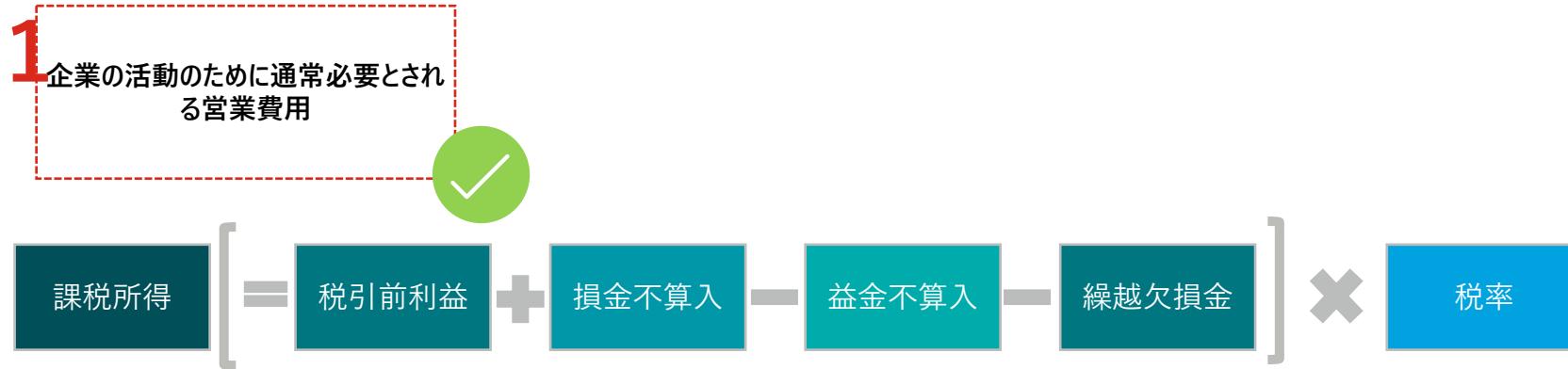
### 例：12月決算の場合



# 課税所得計算（1/3）

損金性が認められる費用について

- 以下の要件を満たす費用は損金の額に算入することができる。



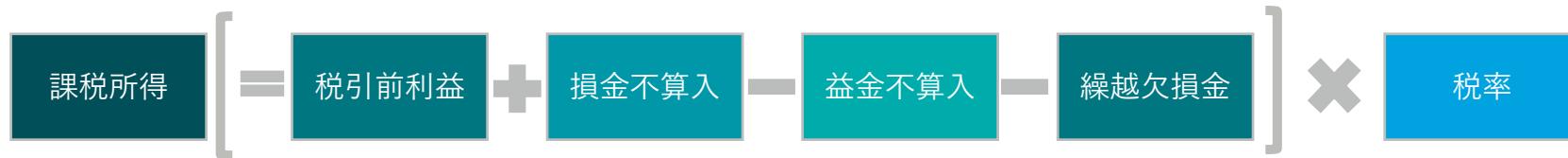
## 損金算入項目

- **損金不算入** として、留意するべき項目の代表例

商品・サービス原価	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 評価方法は総平均法もしくは先入先出法。</li><li>■ 陳腐化や品質劣化による廃棄損等については、要件を満たす場合には損金算入可能であるが、評価損の損金算入は認められない。</li></ul>
役員報酬	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 委任関係に基づく役員報酬は、原則として全額損金算入することができる。</li><li>■ 毎月の報酬以外に賞与として支払われる部分については、損金不算入。</li><li>■ 取締役が非居住者である場合、その者への支払いは損金不算入。</li></ul>
支払利息	一定の要件を満たす支払利息は、原則として損金の額に算入されるが、過少資本税制に留意が必要である。

## 課税所得計算（2/3）

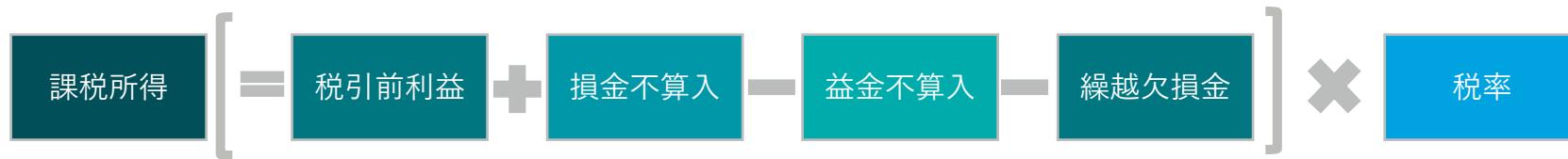
損金性が認められる費用について



### ■ 損金算入 として、留意するべき項目の代表例

ロイヤルティ	■ 原則として、 <b>外国企業に支払うロイヤルティ</b> は、課税所得の発生または維持に必要である場合に限り、 <b>損金の額に算入される</b> 。また、ロイヤルティの支払いがTP分析の対象とされる等の新しい移転価格規則が導入された。
固定資産の償却費	■ 稅務当局が公表する年間償却率に基づいて算定された <b>償却費</b> は <b>損金算入</b> することができる。取得価額が1,200BRL以下の少額資産、または耐用年数が1年である資産は、一括費用処理することも認められている。
引当金	■ 適切に計算された <b>従業員有給休暇引当金</b> 、 <b>従業員の13か月の給与賞与に係る引当金</b> 、 <b>貸倒引当金</b> などの一定の項目のみ損金算入が認められる。
創立費 & 開業準備費	■ 事業を開始した月から <b>5年以上の期間</b> で償却し、償却費を損金の額に算入することができる。

# 課税所得計算（3/3）



## 益金算入項目

- **益金不算入** として、留意するべき項目の代表例

受取配当	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 国内法人からの受取配当は、<b>益金不算入</b>となる</li><li>■ 外国法人からの配当は課税対象となり、外国税額控除の対象となる</li></ul>
------	---

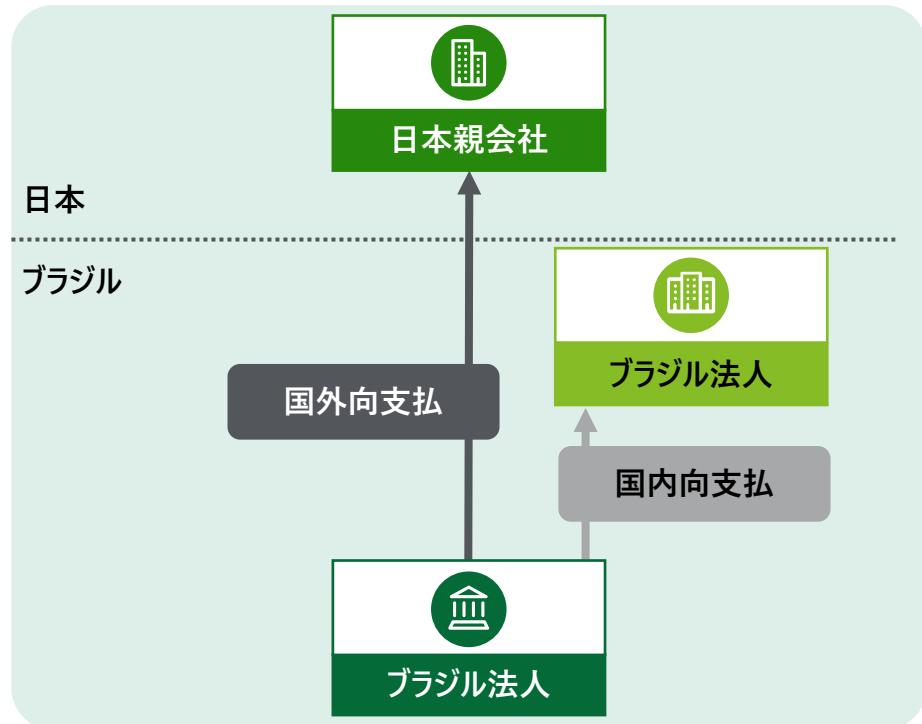
- **キャピタルゲイン・ロス** について

税率	<ul style="list-style-type: none"><li>■ キャピタルゲインは通常の所得と合算され、同じ法人税率で課税される。</li><li>■ キャピタルロスと通常利益との相殺は制限される場合がある。</li><li>■ 非居住者が得たキャピタルゲインは、15%～22.5%の累進税率で課税される（低税率国の居住者である非居住者が得た利益に対しては25%の税率）。</li></ul>
----	--

- **繰越欠損金** について

欠損金等	繰越期限	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 損失は、営業損失と営業外損失に区分され、<b>営業外損失</b>（固定資産等の売却損など）は、同様の性質の取引から生じる営業外利益とのみ相殺することができる。</li><li>■ 欠損金の繰越し期限はないが、控除限度額は、各課税事業年度の課税所得の30%が上限である。</li></ul>
	繰戻し	不可

# 居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税



	税率		
	居住者	非居住者	
	国内法	租税条約	
利子	15%～22.5% (*1) (*2) (*3)	15% (*1) (*2) (*3)	0%/12.5%(*4)
配当	0%	0%	0%(*5)
使用料	15%(*1)	12.5%/15% /25%(*6)	

(\*1) : 低税率国に居住している場合には、25%

(\*2) : ブラジルの金融資本市場への投資に関連して非居住者企業に支払われる利子については、居住者企業と同様に、取引期間に応じて15%から22.5%の逆累進税率が適用される

(\*3) : 非居住者に対する利子については、低税率国に所在するか否かを問わず、借入が輸出資金の調達のために行われた場合における利子免除等の免税措置がある

(\*4) : 政府・地方政府・地方公共団体、またはこれらが所有する機関（金融機関を含む）に対して支払われる利子については、0%

(\*5) : 国内法の税率(0%)が租税条約の税率(12.5%)よりも低いため0%

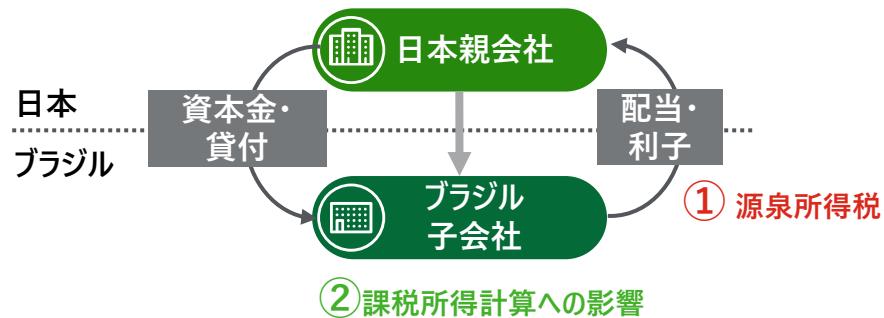
(\*6) : 商標権の使用もしくは使用権に対するロイヤルティ：25%

映画フィルム・ラジオ・TVの使用もしくは使用権に対するロイヤルティ：15%

その他：12.5%

# 進出・撤退時の留意すべき課税関係（1/2）

## 進出時の資金注入方法の比較に係る留意点



### ① 源泉所得税 日本親会社

ブラジル子会社が日本親会社に対して支払う配当については、原則として源泉税は課されない。

また、ブラジル子会社が日本親会社に対して支払う利子に係る源泉税は、租税条約の適用を受けられる場合、**12.5%**となる。

対価を受領する者	適用税率	
	配当	利子
非居住者	0%	12.5% (*)

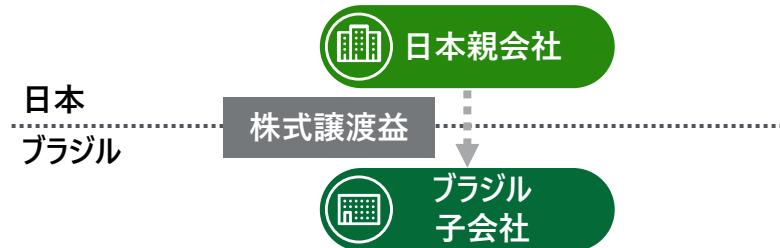
(\*) 租税条約の制限税率を記載。

### ② 課税所得計算への影響 ブラジル子会社

- 低課税国以外に所在する海外の親会社等からの借入金が純資産の2倍を超えた場合等は、その超過部分に対応する支払利子は損金の額に算入されない。
- また、低課税国に所在する海外の親会社等からの借入金が純資産の30%を超えた場合等は、その超過部分に対応する支払利子は損金の額に算入されない。

## 進出・撤退時の留意すべき課税関係（2/2）

### 撤退時のキャピタルゲイン（譲渡益）課税



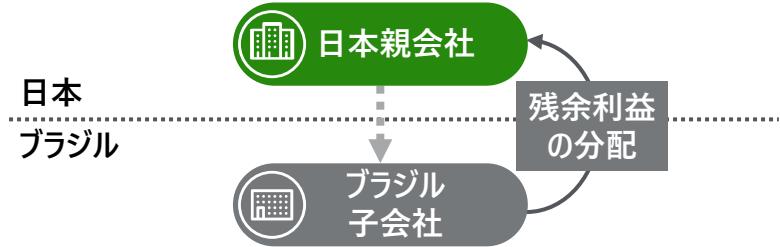
#### ■ ブラジルにおけるキャピタルゲイン課税

原則として、譲渡益に対して15%～22.5%のキャピタルゲイン税が課される。

ただし、日伯租税条約により、日本法人がブラジル法人株式を譲渡した場合には、その譲渡益はブラジルで課税されない。



### 清算時の残余利益に対する課税



#### ■ ブラジルにおける配当課税の有無

清算法人の株主においては、残余財産のうち、**資本金相当を除いた部分（留保利益）の分配**については、原則として法人所得税が課された後の利益の分配であるため、源泉税は課されない。

また、残余財産のうち**資本金相当の分配**が**投資簿価を超える**場合には、15%～22.5%のキャピタルゲイン税が課される（ただし、日伯租税条約第12条の譲渡収益として取り扱うことができる場合には、ブラジルに課税権なし）。



# 進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較

子会社は全世界所得に課税される一方で、支店はブラジル国内源泉所得に課税される。

	子会社 (現地法人)	支店
課税所得の範囲	全世界所得課税	ブラジル国内源泉所得 (事業所得は、ブラジル国内法及び日伯租税条約に基づくPEがある場合にのみ課税)
法人所得税 適用税率	15% (Surtax等込：34%)	15% (低税率国に所在する法人は25%)
申告手続き	課税年度の翌年7月最終営業日までに申告・納付する必要がある。納付が遅れた場合、ペナルティと利息が課せられる。  また、課税年度の翌年5月と7月の最終営業日までに、電子会計帳簿及び電子税務帳簿をそれぞれ電子申告により提出する必要がある。	左記同様
利益の還流	ブラジル子会社からの配当については、源泉税は課されない。	支店利益の送金に対して支店利益税は課されない。

# 雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税

雇用主は、従業員の給与総額に基づき、社会保険料（INSS）、退職保障基金（FGTS）、その他の社会保険料に一定の割合を支払うことが義務付けられている。雇用主が支払う社会保険料は、法人税の課税所得から控除される。

従業員の雇用に係るコスト等	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 公的年金：給与総額の20%</li><li>■ 社会保険料：給与区分に応じて8%～11%</li><li>■ 退職保障基金（FGTS）：給与総額の8%</li><li>■ その他社会保障：給与総額の最大8.8%</li></ul>
印紙税	なし
国境をまたぐデジタルサービスへの課税	なし (関連法案は議会に提出されているが、審議中)
その他の間接税等	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 特別財源負担金（CIDE）<ul style="list-style-type: none"><li>• 輸入口イヤルティ、技術管理サービス、技術支援に対する海外への支払いに課される。</li><li>• 税率は10%。</li><li>• CIDEの税負担はブラジル法人の費用とみなされ、課税所得計算上、損金算入可能である。</li></ul></li><li>■ 社会統合基金（PIS）/社会保険融資負担金（COFINS）<ul style="list-style-type: none"><li>• 社会統合プログラム、社会保障融資のために課される連邦税であり、総収入に対して課税される。</li><li>• 税率はCIT計算方式（原則/簡便）によって異なる。</li></ul></li></ul>
■ 連邦付加価値税/工業製品税（IPI） <ul style="list-style-type: none"><li>• 製品製造と輸入に課される税（輸出は免除）。</li><li>• 料率は製品によって異なり、平均20%。</li><li>• 申告と納付は月単位。</li></ul>	
■ 州付加価値税/商品流通サービス税（ICMS） <ul style="list-style-type: none"><li>• 物品の流通ならびに州間および市町村間の輸送および通信サービスに対して課される。</li><li>• 料率は4%～25%。</li><li>• 申告と納付は月単位。</li></ul>	
■ 金融取引税（IOF） <ul style="list-style-type: none"><li>• 金融取引に課される連邦税。</li><li>• 料率は取引によって異なる。     外国為替取引：0.38%     国内貸付：1.88%</li></ul>	
■ サービス税（ISS） <ul style="list-style-type: none"><li>• サービスの供給と輸入に課される市税（輸出は一定の条件の下で免除）。</li><li>• 料率は市町村によって異なり、平均2%～5%。</li><li>• 申告と納付は月単位。</li></ul>	

# 法人税にかかる各種優遇税制措置（1/2）

項目	対象企業	優遇措置内容
研究開発	研究開発活動を行い、研究開発に関連したプロジェクトに支出している企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 研究開発費について法人税の税額控除。</li> <li>■ 要件を満たす場合の加速償却（減価償却等）。</li> <li>■ 研究開発用物品に課される連邦付加価値税/工業製品税（IPI）の50%減免。</li> <li>■ 商標、特許、植物品種の登録および維持に関する海外送金に対する源泉徴収の免除。</li> <li>■ 研究開発プログラムに携わる優秀な研究者に支払われる報酬の40%から60%を補助金として支給。</li> </ul>
ソフトウェア開発と情報技術サービスに対する奨励金（REPES）	ソフトウェアの開発および情報技術サービスの提供に従事する企業で、税制優遇措置の申請時に、生産またはサービスの少なくとも60%（年間総収入ベース）を輸出することを確約した企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ PIS及びCOFINSは、3年から4年の間停止され、その後、税率0%となる。</li> <li>■ ブラジル市場に同等品がない資本財の輸入に対するIPIは、3年から4年の間で停止され、その後免除される。</li> </ul>
輸出企業による資本財の取得に対する奨励金（RECAP）	主に輸出取引に従事する企業であり、法律により、前課税年度の総収入の70%以上が輸出取引によるもので、この水準を2年間維持することを約束する企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 以下の項目に関して、COFINSとPISが2年から6年の間停止される。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新しい機械、設備、その他上場商品の輸入</li> <li>・ 他の当該優遇制度適用対象企業に対する商品の国内供給</li> </ul> </li> <li>■ PIS及びCOFINSは、2年から6年の間停止され、その後、要件を満たした場合は税率0%となる。</li> </ul>
石油産業インフラ開発奨励特別制度（REPENEC）	北・北東・中西部地域に所在する石油化学産業、天然ガス関連の企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 固定資産等を購入または輸入する場合、事業認可後5年間にわたり、輸入税（II）、IPI、PIS、COFINSが免除される。</li> </ul>

## 法人税にかかる各種優遇税制措置（2/2）

項目	対象企業	優遇措置内容
輸出企業による材料、中間製品、包装資材の取得に対する奨励金（PEC）	売上高の70%以上を輸出が占める企業	■ 材料、中間製品、包装資材の購入に対して、COFINS及びPISが免除される。
インフラ開発奨励特別プログラム（REIDI）	交通、港湾、空港等のインフラプロジェクトを行う企業	■ 固定資産、関連サービスの購入や輸入に対して、その取得に係る契約から5年間、COFINS及びPISが免除される。
輸出企業に対する特別還付税制（REINTEGRA）	工業品の輸出業者	■ 一定の条件を満たす場合、輸出総所得額の0.1%から3%を還付を受けることができる。 ■ 還付は、連邦税の納付に充当されるか、一定要件のもと現金で支払われる。

# PE課税－PE類型

## PEの種類

### 支店PE

- ①管理所
- ②支店
- ③事務所
- ④工場
- ⑤作業場
- ⑥倉庫
- ⑦鉱山、採石場、その他天然資源を採取する場所



### 代理人PE

外国企業が一定の要件に合致する従属代理人を要している場合のその代理人  
(①常習代理人、②在庫保有代理人)



### 建設PE

6ヶ月を超える期間存続する建築工事現場又は建設若しくは組立工事



ブラジルのPE類型は、日本と締結した租税条約において規定されている。

**MLI条約の署名：**  
なし（従って、現行有効な租税条約のみを参照すればよい。）

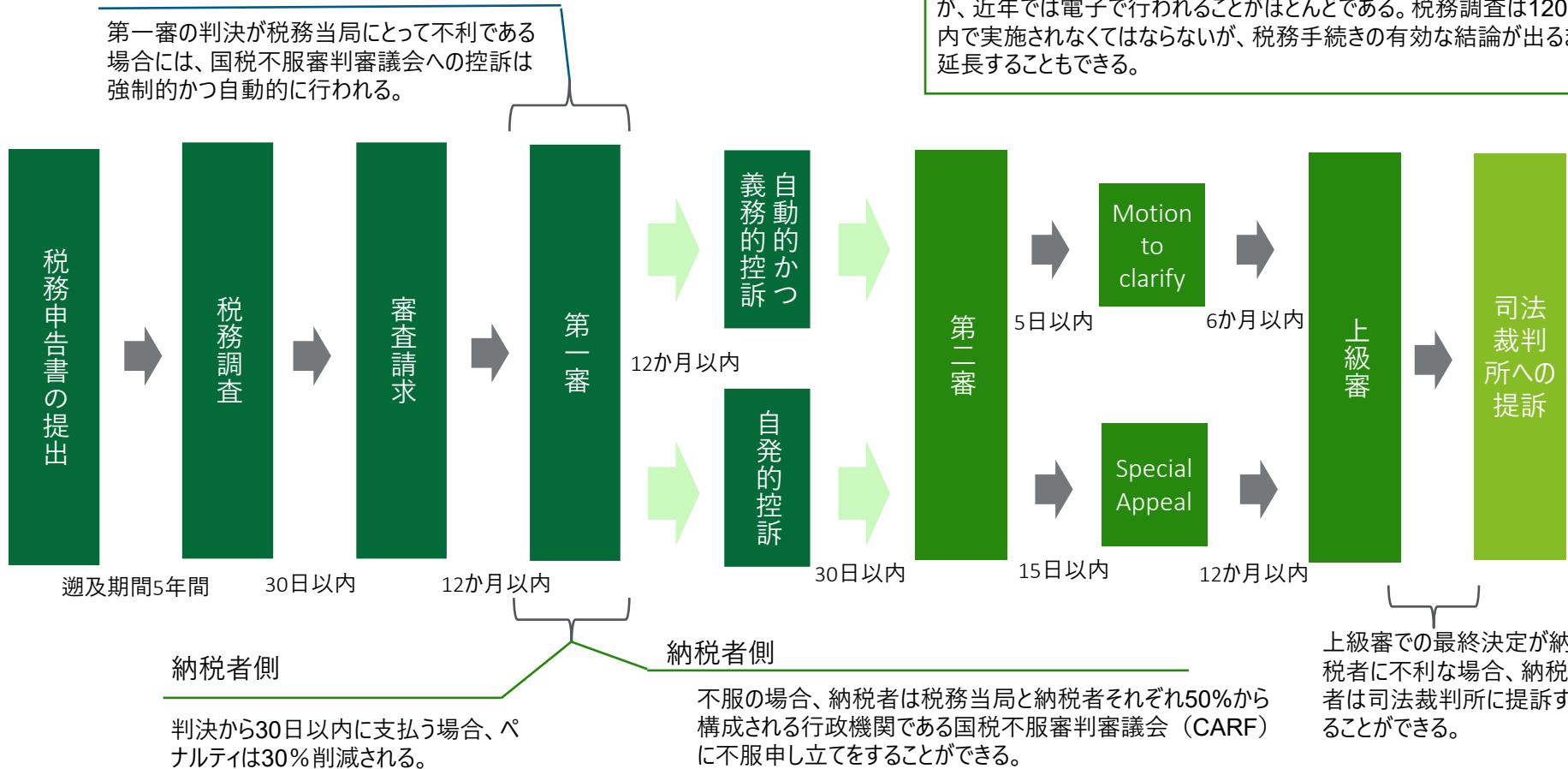
**PEに関連するMLI条約の規定の適用：**  
なし（従って、現行有効な租税条約のみを参照すればよい。）

# 税務調査及び異議申立て・税務訴訟

## 紛争解決手続き及びプロセス

### 当局側

第一審の判決が税務当局にとって不利である場合には、国税不服審判審議会への控訴は強制的かつ自動的に行われる。



- 税務当局の名称：ブラジル連邦歳入庁（Receita Federal do Brazil; RFB）

<https://www.gov.br/receitafederal/pt-br>

# ホットトピックス

ブラジルにおいて、近年の税務調査で着目されている論点は以下のとおりである。

01

税務調査において  
当局が着目したトピック

論点

## ■ 国境を越えた送金および企業再編

- 組織再編成に際し再編用ビークルで発生したのれんの償却（SPVの実体の欠如に関する議論）
- 非居住者に対するキャピタルゲイン税を回避する目的での株式の間接処分
- 技術サービスおよび技術支援を含むロイヤリティの定義の拡大
- 組織再編成における繰越欠損金の使用
- VATクレジットの使用

# Pillar 2 の法制化状況について

ブラジルではPillar2の法制化は行われていない（2023年10月時点）

項目	施行日	適用初年度	詳細
全体的な 法制化の状況	—	—	現在、ブラジルはPillar 2 の法制化を検討中であるが、国内法の整備は行われていない。
IIR (Income Inclusion Rule)	—	—	
QDMTT (Qualified Domestic Minimum Top up Tax)	—	—	
UTPR (Under Taxed Payments Rule)	—	—	

# ブラジルの移転価格税制の概要、 各国特有の事項、ホットトピックス

# 移転価格税制の概要

01

## 移転価格税制導入時期

1997年 (Law no. 9,430／1996) (OECDガイドラインに不適合)、2024年\* (Law no. 14,596/2023) (OECDガイドラインに適合)

02

## 関連者の定義

- ① 親会社及び子会社
- ② 親会社及びその子会社を含む所得税の計算上、分離納税義務者として取り扱われる法人及び事業部門
- ③ 関連会社
- ④ 連結財務諸表に含まれる事業体、又はグループの最終支配株主が連結財務諸表を作成し、その資本が本国の証券市場で取引された場合に含まれる事業体
- ⑤ 清算時に、異なる事業体又はその資産から得た利益の少なくとも25%を直接又は間接に受領する権利を有する事業体
- ⑥ 直接的又は間接的に共通の支配下にある事業体又は同一の株主若しくは所有者に20%以上の持分を保有される事業体
- ⑦ 同一の組合員若しくは株主又はその配偶者、同伴者、親族、血族若しくは三親等までの関係者に20%以上の持分を保有される事業体
- ⑧ 事業体及び当該事業体の取締役、役員又は支配株主の配偶者、同伴者又は親族、血族又は三親等までの親族である自然人

03

## 移転価格調査の時効

5年 (Law No. 5,172／1996)

04

## 独立企業間価格の算定方法(2024年以後適用\*)

- 独立価格比準法 (CUP法)
- 再販売価格基準法 (RP法)
- 原価基準法 (CP法)
- 取引単位営業利益法 (TNMM)
- 利益分割法 (PS法)
- その他の方法

05

## 日本とのAPA/MAPの適用可能性

- 日本との租税条約の有無：あり（発効日：1967年12月31日）
- 実務上の適用可能性： APAに関しては議論が進行中である。MAPに係る規定は導入済であり、MAP合意の内容に関して地方税務当局は承認する事を求められている。

\* 2024年以後強制適用、2023年は早期適用が認められる。OECDガイドラインに準拠したことで比較可能性分析、機能・リスク分析、DEMPE分析、CCA等が導入された。

# LF/MFの概要

## ローカルファイル (LF) の概要

### ①作成義務対象者

- 前年度の関連者間取引の金額が5億BRL超の納税者
- 前年度の関連者間取引の金額が1500万BRL超、5億BRL以下の納税者（移転価格に関する基本的な情報を含む簡易版LFの作成義務）

### ②作成期限

- 2023年度及び2024年度：翌年度の12月31日まで
- 2025年度以後：確定申告期限から3か月以内

### ③提出期限

- 2023年度及び2024年度：翌年度の12月31日まで
- 2025年度以後：確定申告期限から3か月以内

### ④作成言語

- ポルトガル語

### ⑤罰則

- 提出遅延の場合：当該期間総収入金額につき、曆月又はその端数につき0.2%に相当する罰金が課される。
- 要件不適合での提出の場合：当該期間の総収入の3%に相当する罰金が課される。
- 税務調査の場合：税務当局の要件及び要求に応えられない場合、対応する取引金額5%に相当する罰金が課される。

## マスターファイル (MF) の概要

### ①作成義務対象者

- 前年度の関連者間取引の金額が1500万BRL超の納税者

### ②作成／提出期限

- 2023年度及び2024年度：翌年度の12月31日まで
- 2025年度以後：確定申告期限から3か月以内

### ③作成言語

- ポルトガル語、英語、又はスペイン語（当局からポルトガル語への翻訳を要求される可能性がある）
- 他の言語はポルトガル語の翻訳を添えて提出しなければならない。

# 国別報告書の概要

## 国別報告書 (CbCR) の概要

### ①作成義務対象者

- 親会社がブラジルに所在する場合、前年の連結グループ収益が**22億6000万BRL以上**、親会社が海外に所在する場合、前年の連結グループ収益が**7億5000万BRL以上**の多国籍企業（Normative Instruction 1681／2016 - Article 4）

### ②提出期限／作成期限

- 法人税の申告と同時に提出（Normative Instruction 1681／2016 - Article 6）

### ③罰則

- 申告を怠った場合、または税務当局の要求に回答しなかった場合は、月額1500BRL
- 記載を誤った場合、正確な数値の3%（Normative Instruction 1681／2016 - Article 11）

### ④国別報告書に係る通知書（Notification）の要否

- 会計年度の確定申告の提出日までの間（Normative Instruction 1681／2016 -Article 6）

# 移転価格税制の動向（独特的移転価格税制制度）

## 独特的移転価格税制制度

独特的移転価格税制制度	
ブラジル独自の制度からOECDに準拠した規定に改訂	<ul style="list-style-type: none"><li>旧移転価格制度では、ブラジルの移転価格制度はOECDガイドラインに準拠しておらず、ブラジル独自の制度となっていた。2017年5月29日にブラジルは正式にOECDメンバーへの加盟申請を行い、2022年1月にはOECDへの加盟に向け協議が開始されたが、依然としてメンバーとはなっていない。 →前述のとおり2023年度の改訂によりOECDに準拠した規定が整備され、MFおよびLFは2024年度以後導入される（2023年度は早期適用可能）</li></ul>
適用可能な移転価格算定手法	<ul style="list-style-type: none"><li>旧移転価格制度では、OECDガイドラインによって定められた手法と異なる手法を採用していた（すべての取引に関し、その計算と取引価格の立証について各取引製品や取引単位で行う必要がある点は留意が必要）。<ul style="list-style-type: none"><li>独立価格批准法→ PIC、PVEx</li><li>再販売価格基準法→ PRL、PVV／PVA</li><li>原価基準法→ CPL、CAP</li></ul></li><li>旧移転価格制度では、“利益分割法”や“取引単位営業利益法（TNMM）”等、利益に基づく手法は認められておらず、また最適な手法を採用する方法（ベストメソッド）ではなく、納税者はどの方法でも選択適用でき、また、毎年また製品ごとにその方法は変更できた。 →前述のとおり2023年度の改訂により、2024年度以後最適な手法を採用する方法（ベストメソッド）が採用される（2023年度は早期適用可能）</li></ul>
比較方法	<ul style="list-style-type: none"><li>旧移転価格制度では、OECDガイドラインと異なり価格・利益率が取引や事業タイプにより法律で予め設定されていた（比較可能性目的のための機能リスク分析や、ベンチマーク分析は求められない）。再販売価格基準法ではインバウンドの場合、20%～40%（セクターによって異なる）の売上高総利益率が、原価基準法ではアウトバウンドの場合、最低15%の売上高総利益率が要求される。 →OECDガイドラインと整合したルールは、2024年以後に適用される（2023年度は早期適用可能）。</li></ul>
二国間協定・多国間協定	<ul style="list-style-type: none"><li>旧移転価格制度では、MAPは実務上有効に機能していないなかったが、新移転価格制度では改善されることが期待される。</li></ul>

# お問い合わせ

運営受託：デロイトトーマツ税理士法人

email : [info@i-tax-seminar.go.jp](mailto:info@i-tax-seminar.go.jp)

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての2023年10月時点における一般的な解釈について述べたものです。経済産業省及びデロイトトウシュトマツリミテッド、そのメンバー・ファームまたはこれらの関係法人（デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）は、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う際は、必ず資格のある専門家の適切なアドバイスをもとにご判断ください。

また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。経済産業省及びデロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

無断転載を禁じます。

本テキストをコピー等で複製することは、社内用、社外用を問わず、執筆者の承諾なしには出来ません。

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーフームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関する義務を課したり拘束されることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーフームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーフームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、マルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーソス（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、（[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)）をご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301